

報告書をまとめるにあたっての調査審議の視点(修正案)

第2期の越谷市自治基本条例推進会議では、「参加の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「市政運営の原則」の4つの原則ごとに、市が取り組みを進めている各種施策について審議し、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について(答申)」として意見及び提言を取りまとめた。

この答申の内容を受けて、第3期の越谷市自治基本条例推進会議では、4つの原則のうち、「協働」のしくみづくりについてを中心に意見をまとめる。

I 協働のしくみについて

1 組織間の連携を推進するための具体的な方策

(1) 「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携

- ・市民活動支援センターや地区センターの有効活用
- ・自治会の有効活用
- ・コミュニティ推進協議会の有効活用

(2) 「行政と地域コミュニティ組織」、「行政と市民活動団体」の連携

- ・行政が積極的に団体と協働を行うことの必要性
- ・行政と団体が協働(事業委託を含む)するための手順やルール整備の必要性
- ・行政と市民の学びの場の設定

2 市民活動団体(NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等)を対象とした実態調査

- ・対象：市民活動支援センター登録団体、ほっと越谷登録団体等
- ・調査項目：活動の分野等の実態、活動していく上での課題等

3 まちづくりに資する団体への必要な支援方策

- ・資金調達方法の情報提供等

II 自治基本条例のさらなる普及のための具体的な方策

- ・若い世代への普及

(平成27年度第2回及び第3回会議で調査審議)

報告書をまとめるにあたっての調査審議の視点

(越谷市自治基本条例推進会議 平成26年度第1回～第6回会議 平成27年度第1回会議 意見まとめ一覧)

I 協働のしくみについて

1 組織間の連携を推進するための具体的な方策

(1) 「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携

- ・市民活動支援センターや地区センターの有効活用
- ・自治会の有効活用
- ・コミュニティ推進協議会の有効活用

【課題】

- ・市民活動団体が情報を伝達する手段が乏しい。
- ・自治会活動に携わる人が高齢化している（世代交代の問題）。
- ・市民活動団体の活動の場が限られている。13地区などに活動範囲を拡大すると、活動の幅が広がる。そうした仕組みが用意されれば、市民活動団体のノウハウがさらに生かされる。

【取り組み】

- ・市民活動支援センターを、市や団体の情報を集約して共有する場とする。
- ・地域コミュニティ組織、市民活動団体、企業等が集まって活動や議論をする場を設定する。
- ・市民活動支援センターや地区センターを会場として、自治会・コミュニティ推進協議会等の地域コミュニティ組織とNPO等の市民活動団体を結びつける機会を設ける。（市民活動支援センター、地区センターが企画する。）

(2) 「行政と地域コミュニティ組織」、「行政と市民活動団体」の連携

- ・行政が積極的に団体と協働を行うことの必要性
- ・行政と団体が協働（事業委託を含む）するための手順やルール整備の必要性
- ・行政と市民の学びの場の設定

【課題】

- ・市民のニーズが増えてきているが、市の収入が増える見込みはない。地域内のニーズを地域内で解決していく仕組みを確立する必要がある。
- ・新たな協働事業を提案する際、提案の受け入れ先となる窓口がない。
- ・地区センターでの講座等の内容や委託先が固定化しがちな印象がある。協力を求める相手方となり得る団体の存在や活動内容を行政が把握しきれていない。
- ・NPO等の市民活動団体と市のつながりが弱い。

【取り組み】

- ・市民からの協働事業の提案受け入れ、審査をする総合的な窓口を行政に設置する。
- ・市民活動支援センターを、行政や団体の情報を集約して共有する場とする。
- ・様々な組織のメンバーと行政の職員との交流を兼ねた、学習の場を設ける。テーマを設定し、定期的に行なうことができる。

2 市民活動団体（NPO団体、ボランティア団体、ワーカーズコレクティブ等）を対象とした実態調査

- ・対象：市民活動支援センター登録団体、ほっと越谷登録団体等
- ・調査項目：活動の分野等の実態、活動していく上での課題等

【課題】

- ・行政が市民活動団体の存在や活動内容を把握しきれていない。

【取り組み】

- ・市民活動団体の活動実態や協働の事例、活動していく上での課題等を調査する。

3 まちづくりに資する団体への必要な支援方策

- ・資金調達方法の情報提供等

【課題】

- ・資金不足等の理由から、まちづくりに資する団体が活動を継続することが難しい場合がある。

【取り組み】

- ・行政が民間の補助事業等の情報を収集し、市民活動団体等に提供する。
- ・まちづくりに資する団体が活用しやすい資金援助の制度を整備する。

Ⅱ 自治基本条例のさらなる普及のための具体的な方策

- ・若い世代への普及

【課題】

- ・若い世代での自治基本条例の認知度が低い。

【取り組み】

- ・ツイッターやフェイスブック等、若い世代に身近なツールを活用して発信していく。
- ・ゆるキャラを活用するなど、若い世代が関心を持つものを前面に出して普及に取り組む。